

省エネ診断促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小規模事業者の脱炭素化に向けた取組を支援するため、エネルギー使用量の削減、再生可能エネルギーの導入等に係る診断に要する経費に対し、予算の範囲内で省エネ診断促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、長野県内に所在する事業所を設置する者で次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第12条第1項各号に掲げる事業者
- (4) 地方公共団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、長野県内に所在する事業所が次に掲げる診断（診断結果の説明会、報告会等を含む。）のいずれかを受ける事業とする。

- (1) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断（ベイシックA診断又はベイシックB診断に限る。）
 - (2) 登録診断機関及び省エネお助け隊（中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）交付規程に規定する補助事業者をいう。以下同じ。）が実施するウォークスルー診断（工場・事業所全体プラン（300k1診断又は1,500k1診断）に限る。以下同じ。）
- 2 前項の規定にかかわらず、過去に同項各号に掲げる診断その他の省エネ診断（県が実施する省エネ診断を含む。）を受けた事業所に係る事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、次の表のとおりとする。

診断の区分		補助対象経費	補助率
省エネ最適化診断	ベイシックA診断	診断の料金	補助対象経費の10分の10
	ベイシックB診断		
ウォークスルー診断	300k1診断		
	1,500k1診断		

- 2 前項に規定する補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる診断（以下「補助対象診断」という。）への申込書又は申し込んだことが分かる書類の写し
- (2) 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前3箇月以内のもの）
- (3) 誓約書（様式第2号）（長野県地球温暖化対策条例第12条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画（以下「事業活動温暖化対策計画」という。）の提出に関するもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の交付申請書は、補助対象診断の実施の前日までに提出するものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の名称を公表することができる。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助対象経費に対して、本補助金以外の補助金等を受給しないこと。
- (2) 補助金の交付決定のあった日の属する年度（以下「補助対象年度」という。）の属する特定期間（長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）第4条第1項に規定する特定期間をいう。以下「特定期間」という。）の最終年度の翌年度を初年度とする特定期間に係る事業活動温暖化対策計画を提出すること。ただし、補助対象年度が特定期間の初年度となるときは、当該事業活動温暖化対策計画を提出することを要しない。

(内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき 事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、実績報告書兼補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象診断の結果が記載された診断書等の写し
- (2) 補助対象経費が分かる書類（請求書、領収書等）の写し
- (3) 補助対象年度の属する特定期間に係る事業活動温暖化対策計画の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助対象年度の3月15日のいずれか早い日までに提出するものとする。

（額の確定）

第10条 知事は、前条第1項の実績報告書を受領したときは、提出された書類の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 知事は、第8条第1項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、法令、条例等に違反した場合

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の規定により返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第12条 この要綱に規定する書類の提出は、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第3号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し行うことができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和7年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和8年度の補助金から適用する。